

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小諸市長 小泉 俊博

市町村名 (市町村コード)	小諸市 (202088)
地域名 (地域内農業集落名)	大里地区 (滝原、西原、諸、菱野、後平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域が多く、小さくて不整形な農地が多い。ほ場整備が実施されていない地域は営農条件が悪く、また水田地域では畦畔が急で管理が困難である。
後継者や担い手の不足により高齢化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、ブロッコリー等の野菜栽培のほか、大規模ワイナリーを地域の強みとしてワイン用ぶどうの集積を推進する。また、従来より作付けされている、ブルーベリーやその他果実についても生産を推進し、集約化を進める。
菱野の畑地域ではブロッコリー等の高原野菜の産地化、花きの栽培、ワイン用ぶどう生産者の受け入れを進める。
水稻は良食味米の取り組みを強化するとともに、販路の拡大をねらう。荒廃地化を防ぎ、伝統的な棚田の風景を維持するため、新規就農者の確保、後継者の育成、兼業農家や「農ある暮らし」など働きながら農業ができるスタイルを取り入れる。
農地中間管理事業を活用した圃場整備による農地の集約化を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	139 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	133 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針 担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針 水田地域では、圃場整備の要望があるため、農業委員・農地利用最適化推進委員が中心となり地域と連携しながら検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 受け入れ先があれば作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	✓	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①市鳥獣対策担当と連携し、小諸市有害鳥獣対策協議会で報告された各地域の代表区長の意見や農業経営者の被害報告に基づき、電気柵等の防除、駆除を行い、農業被害防止に取り組む。

⑤ワイン用ぶどうについて、ドリフト問題を避けるため、地域ごとに品種を分けて集約する。

⑧ワイナリーを整備し、6次産業化を推進する。